

別記様式第1号(第四関係)

い す み し おおはら ち く かっ せ い かけい かく  
いすみ市大原地区活性化計画

千葉県・いすみ市

平成29年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	いすみ市大原地区 活性化計画						
都道府県名	千葉県	市町村名	いすみ市	地区名(※1)	いすみ市大原地区	計画期間(※2)	平成29年度～平成31年度

## 目 標 : (※3)

当地区は一次産業である漁業が盛んな地域であったが、漁獲量減少や漁業者の後継者不足等により漁村が縮小し、漁協も併せて活気を失っている。このまま放置することで、漁村の崩壊と漁業の消滅を引き起こす恐れがあり、地域経済に与える影響は非常に大きいものとなる。

この状況を打開するため、食堂・水産物の販売提供施設兼簡易加工施設の整備と活用に取り組み、当市の特色である豊かな里山・里海及び農産物を活用した港の朝市と連携した都市住民滞在等の交流拠点整備を行い、地元水産物等の魅力を活用した漁村の活性化と滞在型農山漁村の確立を図る。さらに、市内及び周辺観光資源との連携を図った観光モデルコース等の設定と、古民家等を活用したゲストハウスの整備等による簡易宿所の推進を図り、都市と漁村の交流によるマーケット需要に対応した力強い産地づくりの促進を図る。具体的な数値目標については評価期間中(H31～H33)に第1評価指標として地域産物の販売額の増加138,385千円を、第3評価指標として交流人口の増加251,885人を目指す。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

千葉県いすみ市大原地区は房総半島の東南部の九十九里浜最南端に位置し、東京駅から特急で70分、羽田空港からアクアライン・圏央道経由で60分と大変近く、沖釣りやサーフィンの他、歴史的文化財巡りやいすみ鉄道など豊かな里山・里海に恵まれた自然あふれるまちである。

当地区は水産業が盛んな地域であり、沖合には暖流の黒潮と寒流の親潮がぶつかり合う広さ約120km<sup>2</sup>の良好な漁場「器械根」を有し、イセエビやさざえ、タコなどの多種多様な魚貝類が豊富に生息している。現在、ヒラメやイセエビなどの刺し網、ブリ類や真鯛などのまき刺し網、蛸壺などの小型漁船による沿岸漁業とイワシ類を主対象とするまき網漁業、船びき網漁業を主要漁業としており、特にイセエビは日本有数の水揚量を誇り、県外からの多くの需要に対応している。

### 現状と課題

#### ○現状

当地区の漁業は、①漁獲量の減少(H15 4,141tからH26 983tへ3,188t減少)、②漁業者数の減少(高齢化の進行と新規就業者の不足)、③繰越欠損金を有する厳しい漁協経営等の要因が相互に作用し、漁村の縮小が続いている。

#### ○課題

上記の現状を放置した場合、漁業者数の減少を主眼とした漁村の崩壊は漁協の解散と漁業の消滅を引き起こす恐れがあり、喫緊の課題となっている。なお、当該地区は漁業権漁業と密接に結び付いた商工観光業により、年間多くの観光客が訪れ水産加工業等と併せて地域経済に与える影響は非常に大きい。

## 今後の展開方向等(※4)

本活性化計画により、総合的な水産業の振興を図り、都市からの交流人口増加を図る。

### ●基本方針

首都圏に近い優位性と多種にわたる水産物を最大限に活かし、豊かな自然と歴史ある風土を背景とした農林水産業と観光業の有機的な連携を図ると共に、積極的に外部からの就業希望者を受け入れ、多くの若者が定着する魅力あふれる農山漁村の活性化を確立する。

### ●基本戦略1: 漁協及び漁業者が現状を正確に把握し、計画の進捗に向けた意識を醸成する。

### ●基本戦略2: 当市地方創生戦略と連携させ交流人口・滞在人口の増加を図り、課題解決を克服する施策を立案する。

## ●施策の柱と実行施策

### 施策の柱1: 漁獲量・金額の減少対策(水産物の付加価値の向上対策)

【実行施策】: 水産資源の維持増大に努めるとともに、積極的な増産対策を実施。栽培漁業の推進やブランド化による魚価物の付加価値向上策の実施、新たな販路開拓を行い、商工観光業と連携した積極的なPRにより販路を確保する。

### 施策の柱2: 漁協経営改善対策

【実行施策】: 漁協及び漁業者の現状認識を促進し、食堂・水産物の販売提供施設兼簡易加工施設に事務所を併設することで、職員の流動化を図り事務事業の効率化を推進する。また、漁協女性部による地元漁師飯等の発信や未利用魚の活用による6次産業化の促進、漁師自らが加工施設を活用し自らの味を売り込む加工品販売等により、経営改善に努める。

### 施策の柱3: 新規就業者確保対策

【実行施策】: 新規農業及び漁業従事希望者のための相談窓口の設置や、未来の農家・漁師の後継者候補の育成のため、学校教育の中での農業や漁業の体験教室開催等を実施する。また、高等学校との連携による水産業インターンシップや漁業研修の実施などを通じて、知識や技術習得を支援し未来の漁師を育成する。さらに、新規就業者が漁業に参入しやすい環境づくりとして、多大な初期投資を軽減するための漁船リース事業等の活用を図る。

### 施策の柱4: 市内及び周辺観光資源との連携

【実行施策】: 食堂・水産物の販売提供施設兼簡易加工施設の整備とともに、水産物の魚食普及活動の推進及びタコ洗い体験、魚の加工体験等による新たな観光漁業メニューの構築と実施により、地元水産物等の魅力を活用して都市住民との交流を図る。また、約2,500人の釣り客が参加している「アジ釣り・沖釣りフェスタ」や港の朝市で開催しているイセエビまつりイベント内の「イセエビ漁見学乗船」等、目的を持って来訪する観光客に干物づくり体験やブルーベリー摘み体験等の地域資源を活用した「滞在型」の観光プランを提供すると共に、古民家を活用したシェアハウス等、簡易宿泊施設としてのリノベーションを行い、新たな「農泊」の場の提供に努める。

### 施策の柱5: 交流人口の増加対策

【実行施策】: 市の農水産物や文化財等の地域資源を活用し、JRやいすみ鉄道、JAFや地域のタクシー事業者等と連携した新たな旅行商品の企画やモデルコースの設定等を行う。併せて、観光客の受け入れ態勢の充実を図るため、「港の朝市」訪問客をはじめとする観光客の利便性を向上させるための二次交通の充実、地域資源に関する情報発信の一元化等を担うDMOの設立及び情報発信拠点となる道の駅等の施設整備、旅行商品やモデルコース上にある市内主要観光スポットへのWi-Fi環境整備、海外からの観光客等に向けた多言語表示看板の設置やパンフレットの作成などの方策に努める。

### 施策の柱6: 新規創業者等支援による雇用の創出

【実行施策】: 市内で事業拡大や加工施設の利活用等により新規創業を考えている事業者に対する支援を行い、新たな雇用の創出を図る。産業競争力強化法に基づき策定した「創業支援事業計画」により、「いすみ市産学金官地域ラウンドテーブル」を設置し、いすみ市商工会、千葉大学や地域金融機関等で連携し、創業ワンストップ窓口の設置、創業セミナーの実施、市内金融機関による創業・融資相談、クラウドファンディングの手法を用いた資金調達等により、各種創業を支援する。特に千葉大学とは文部科学省が展開する「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」の実施協働機関として連携し、千葉県内のCOC+モデル重点地域として地域コーディネーターの派遣を受け、地域の産業育成、人材育成に努める。

## 【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
いすみ市	いすみ市大原地区	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	夷隅東部漁業協同組合	有	ハ	

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
いすみ市	いすみ市大原地区	ブランド水産物販売促進事業	いすみ市	付加価値を付けブランド認定した水産物の販売促進(H27~)
いすみ市	いすみ市大原地区	地方創生加速化交付金事業	いすみ市	未利用魚を活用した産品開発のための加工施設改修(H28)
いすみ市	いすみ市大原地区	地方創生推進交付金事業	いすみ市	農水産物の研究・育成等によるオーベルシュ等の推進(H28~H30)
いすみ市	いすみ市大原地区	都市交流促進施設・研修施設建設事業	夷隅東部漁業協同組合	都市の小学生見学実習等交流施設(H30)

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

隣接自治体(勝浦市・御宿町)及び漁業協同組合(勝浦漁協・新勝浦市漁協・御宿岩和田漁協)協同で、当該地域における栽培漁業の振興について協議し、効果的な推進を図るため真鯛の中間育成及び放流等の実施

#### 【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

いすみ市大原地区(千葉県いすみ市)	区域面積(※2)	826ha
区域設定の考え方(※3)		
<p>①法第3条第1号関係:          大原漁港沖には昔から資源豊富な「器械根」と呼ばれる漁場が広く存在し、岩礁域では定着性魚介藻類に恵まれ磯根漁業が盛んであった。沖合にも天然礁が多く黒潮に乗った魚類の回遊経路にあたることから小型漁船漁業も盛んであり、昭和52年には302隻が所属し18,722トンの水揚げがあるなど、古くから漁港と一体となって発展してきた地区である。          また、当該地区の人口に対する就業者人口割合は、1次産業492人(6.0%)、2次産業2,310人(28.1%)、3次産業5,427人(65.9%)で、産業別特化係数は農業が2.5、漁業が4.8といずれも高い状態であり、当該地区は漁業が重要な産業である。</p> <p>※就業者人口割合:平成22年国勢調査          産業別特化係数:国勢調査結果より市内就業者数を全国の就業者数で除した数値で、1より大きい産業は全国水準を上回っている</p>		
<p>②法第3条第2号関係:          大原地区においては、①当該地区の住民基本台帳からみた人口減少率(H18.10:8,857人→H28.10:8,172人で7.7%の減少)を上回る漁業者数の減少率(H15:163人→H25:117人で28.2%の減少)②漁業者の高齢化の進行が【H15:60歳以上が51.0%(内70歳以上が12.8%)、30歳未満8.1%→H25:60歳以上が75.3%(内70歳以上が36.4%)、30歳未満9.1%】喫緊の課題となっている。当市のまち・ひと・しごと創生総合戦略においても、農水産物のブランド化による付加価値の増大や都市との交流人口の増加を重要施策として掲げており、大原漁港を核として豊かな自然を利用した交流人口の増加を図ることが漁村の再生に不可欠である。よって、活性化地区と定めるにふさわしいと判断する。</p> <p>※人口減少率、漁業者数の減少率:住民基本台帳、2003漁業センサス、2013漁業センサス</p>		
<p>③法第3条第3号関係:          当該地区は漁業センサスの対象となる地域である。</p>		

#### 【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

該当なし

##### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考		
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	氏名	住所		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)
					氏名	住所		氏名	住所						

##### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

##### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

##### 【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。
- また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

目標達成状況の評価については、事業の効果発現後3年間の翌年度(平成34年度)に計画主体である千葉県・いすみ市が事業主体である漁協と共同で評価検討会を開催し、当該地区を対象とした市統計調査結果、漁協の業務報告書により分析すると共に学識経験者等第三者の意見を参考に評価する。

### 【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
  - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
  - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
  - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)別紙5の定めるところによるものとする。